



国労本部の闘争指示を受けて新潟地本においてもキャラバン行動が展開されました。11月12日から15日にかけて県内各地域へのオルグ・宣伝行動・集会の開催など取り組みました。闘争支援の訴えは、12日・長岡地域、13日・直江津地域、14日・新潟地域へ取り組み、15日には新



NO. 833
発行
2014年
12月2日
国鉄労働組合
新潟地方本部
発行責任者
上石 昌彦
編集責任者
教 宣 部

何としても勝って 職場にも戻りたい

JAL闘争支援行動 キャラバン

2015年 地本旗開き



旗開きの前段に、国労本部・エリア本部がオルグに来ます。組織強化・拡大について、全体で意思統一を図りたいと考えています。

1月31日(土) 10時30分
地本事務所



航空は165名の

新潟市・古町十字路で街頭宣伝行動を実施し、終了後、新潟集会を新潟市・自治労会館で開催し、200名が結集しました。



宣伝行動では、JAL原告団をはじめ、新潟県内で不当解雇、不当労働行為で闘っている労働組合・原告団から訴えがありました。街頭宣伝行動は、1時間でしたが新潟市民などへ広く訴え、チラシ配布も実施しました。

阿部事務局長から「国鉄職員当時、差別を経験してきた。国鉄の分割・民営化は、年末の国政選挙で野党が大敗したからだ。JALの不当解雇は同様に繰り返している。国鉄の分割・民営化によって酒田市から新潟に強制転送させられた。27、28年になる。JAL闘争を支えていく事務局としてがんばっている。今、一番



オープニング・開幕太鼓ではじまり、主催者・国労新潟地本・藤井副委員長のあいさつ・原告団の訴え・支援団体として「JAL闘争を支える新潟の会」から新潟地区労会議・阿部事務局長、そして「日本航空の不当解雇撤回をめざす新潟県支援共闘会議」から建交労・杉崎委員長から、それぞれあいさつがありました。

不当解雇と闘うJAL労働者を支える 11・15新潟集会 200名結集

「不当解雇と闘うJAL労働者を支える11・15新潟集会」が14時から新潟市「自治労会館」で開催され県内の労働組合・民主団体から参加、200名を超える仲間の皆さんが結集しました。厳しいとき。解雇されたこと・生活ができない・人間否定。しかしそこから労働組合の意義がある。原発も再稼働について裁判所は経済的な問題よりも人が安心して生活していくことが、それよりも上である。そう判決が出された。一生懸命がんばりましょう。」とありました。



杉崎委員長から「東京高裁の判決はめっちゃくちゃなもの、解雇問題はJALの中でも、この判決内容はもたないと思う。JALの闘いは、世論を動かす大きな力になっていく。これから我々が闘いに勝利していくこと。あらゆるところで、JAL闘争の闘いを広げがんばりましょう」とありました。



JAL原告団の訴え

昨年、新潟キャラバン行動を取り組んだが取り組みについて支援していただいた。活動ができるのも皆さんのおかげです。裁判の地裁では4要件が満たされなかった。日航は黒字になっているが解雇された165名を職場に戻すことは難しい。会社側のまるのみの判決で解雇は必要だったとなっている。

原告団（64名・135名）は最高裁へ上告した。これから個人署名100万筆をめざす。今までに10万筆を最高裁へ提出した。整理解雇に対して、ストで闘う体制をつくるためスト権を確立しようとして

自衛隊から民間の航空会社へ再就職した。自衛隊の定年が53歳のため。労働組合とは無縁の社会だった。組合の意義がわからなかった。解雇されてその意義がわかった。共に闘うこと。

何としても勝って労働者の解雇自由な社会を無くす



パイロット原告 斉藤 晃氏

だが、管財人はストを執行すると金を出さないと組合側を脅した。通常なら中労委で争うことになるが会社側は地裁へ提訴した。裁判所の判断は、管財人は嘘をつかない絶対という判断だった。

パイロットは170名が他社へ移っている。他社の定年は65歳だが日航は60歳定年だ。そのため機長も9名他社へ移っている。

何としても勝って労働者の解雇自由な社会を無くしていく。



客室乗務員原告 鈴木 圭子氏

もう一度職場に戻り飛行機に乗りたい

日航に32年間勤務した。そして2010年に解雇された。53歳以上と病氣・ケガで休んだ社員が解雇された。不当判決が出された。JALの解雇は、裁判所が決めてやったこと。政府がやったことだと言っている。職場は人手不足だ。新人は200名を超えるが解雇者は戻っていない。3人にひとりが1年未満の経験で厳しい労働環境だ。サービスの低下・新人が多く乗務していてサービスが行き届かない。安全よりも利益優先されている。大きな問題だ。

主催者代表あいさつ 地本・藤井副委員長



国労本部は、JAL闘争支援の闘争指示を発し、各地方でキャラバン行動を中心に闘争支援の取り組みが展開されています。新潟地本においても11月12日～15日にかけて、キャラバン行動を取り組みました。12日は長岡地域、13日直江津地域、14日は新潟地域のそれぞれの労働組合・民主団体へ闘争支援の訴えを行いました。

そして、本日は、11時30分から新潟市・古町十字路で街頭宣伝行動を取り組みました。宣伝行動では、JAL原告団をはじめ新潟県で不当解雇、不当労働行為で闘っている、労働組合、原告団から新潟市民へ広く訴えてきたところです。

JAL闘争は、今年、東京高裁で不当判決が出されました。7月に新潟で報告集会が開催され、弁護団・堀先生から報告がありました。今日も堀先生から講演していただきます。

その中で「東京地裁は負けたが、高裁では勝てると確信していた。私達の闘いが不十分だったのではなく、裁判所が絶対に勝たせないという思いがあったからだ。これは不当判決だ。この状況は、労働者の不当判決に対して争えない状況にすることがねらい」と報告されました。

原告団は、ただちに最高裁へ上告しました。最高裁に上告受理書を受審させる、今大事な時期に来ています。キャラバン行動を全国、各地方で展開しながら運動を広めていきましょう。

新潟においても、すべての労働者、民主団体の方々から引き続き、御支援、御協力をお願いし、新潟から更に運動を広めていきましょう。よろしくお願ひします。



整理解雇は、強行されている状況から、不安な雇用環境、賃金も低く以前の6割程度だ。ものが言えない職場になっている。大きな問題になっている。今まで600名が辞めている。ますます新人が増えている状況だ。

84名のベテランを採用すべきだ。しかし日航は採用しない。黒字経営利益が増えている。働きやすく、働き甲斐のある職場を取り戻すため闘いを進めていく。早期解決してもらう。



集会ではJAL原告団の訴え、主催者を代表して国労地本・藤井副委員長からあいさつがありました。最後には、全港湾・青年部長の団結がんばろう！力いっぱい行い、集会は成功しました。

さまざまな方々から御支援・御協力があって大成功でした。心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

次号は、弁護団・堀先生の講演の内容を記載します。